

令和 7 年 5 月 1 日

松山観光バス 株式会社 御中

松山観光バス株式会社 労務管理顧問
運送事業労務コンサルタント
すげの社会保険労務士事務所 菅野 史知

令和 6 年度 松山観光バス株式会社 運輸安全マネジメント実施計画の検証結果について

令和 6 年度もバス業界にとっては大きな変革の 1 年であったのではないのでしょうか。輸送関連産業の働き方改革に伴う、いわゆる 2024 年問題がスタートした年であり、これまでより拘束時間や労働時間が制限されたことにより業務内容の変化・縮小を迫られ、労務管理面で日々の対応に苦慮された部分も多かったと思います。さらに運行管理面においては、点呼の可視化や録画の義務化、関係書類の保存期間延長等の規制強化がなされた事も大きな変化でありました。これに対応した設備機器の導入などもあり、貴社のさらなる安全性の向上に繋がった事は間違いありませんが、平行して、運輸安全マネジメントを継続しつつ、引き続き安全意識の向上を図っていかれた事は、例年にも増して大変なご苦勞であったのではないのでしょうか。また経営面から見ると、新運賃が通年適用された初年度であり、同時にコロナ禍後の社会経済活動の正常化により貸切バス需要の本格的な回復が期待された年でもありました。しかしながら、運賃の上昇を受け、一部の顧客層において価格面での負担感が生じた影響でバス離れが発生し、折からの燃料代や人件費などの輸送コストが増大する中、当初期待されたほどには新運賃の効果を実感出来なかった 1 年だったのではとないかと思います。

そうした環境下にあった、貴社の令和 6 年度における運輸安全マネジメントの状況を振り返りますと、有責物損事故 3 件（うち 2 件は同一のドライバーによる）・重大事故 0 件 ・お客様からのクレーム 0 件 という結果であった事は、安全管理体制の着実な定着と、ドライバーをはじめとした従業員各位の意識向上によるものであると評価出来るのではないのでしょうか。特に昨年懸念材料であったクレームが 0 件という成果は、継続的な接遇教育と安全運転指導の賜物であり、プロドライバーとしての自覚とお客様第一の姿勢が社内に浸透している証であると考えます。一方で有責事故に関しては、特定のドライバーによる複数回の関与が確認されており、当該社員については以前より苦情やトラブルが報告されていた経緯も踏まえ、最終的には本人の適性を考慮して退職に至ったとのことは、経営判断としては致し方ない決断であったと拝察いたしますし、人手不足の業界ではありますが、今後は採用と育成の場面においても慎重な対応が必要ではないかと感じた处であります。また、事故の内容についてバック事故が 2 件発生した事も今後注意が必要な点かと思われます。県内では昨年、後退誘導中のバスガイドがバスと電柱に挟まれて死亡するという非常に痛ましい事故も発生しております。これらの事例は、最新機器（バックモニター・外部マイク等）が搭載されていても、基本動作の徹底と注意力の維持が安全確保において不可欠であること、そして御社の今年度スローガンにもある「凡事徹底！！基本動作の徹

底、省力なし！」の精神と、慣れや漫然・油断が重大事故に繋がる恐れがある事を常に意識して頂く事が、この種の事故を防ぐ1番の特効薬であると再認識させられるものでありました。また、昨年度は冬季の気象条件が厳しく、特に2月以降は例年以上の降雪量により冬季特有の事故リスクが顕著となった年でもありました。県内でもバスがスリップし路肩に脱輪する事故が発生するなど、全国的にも冬季間特有の事故が報道されておりました。貴社でも1件スリップ事故が発生したようですが、降雪・路面凍結等の自然条件に対しても、それに備えた日頃のドライバー教育（特に冬期運転の5原則の徹底）がいかに重要であるかを改めて再確認して頂き、雪国山形で営業するバス会社である以上、これらへの対応は避けて通れない課題である事を全従業員へ意識付けするようにお願いしたい処です。

貴社の運行管理体制におかれましては、これまでもDXを積極活用し地域最先端の運行管理体制を構築している中、先に述べた点呼時の録音・録画機器の導入や法改正への的確な対応が実施され、益々の強化が図られたのではないのでしょうか。コンプライアンスに対する意識も高く、今後もこれを継続される事を期待しておりますし、ご不明な点や不安な要素が発生した場合にはいつでも当職までご相談いただけたらと思います。

上記内容等を踏まえつつ、令和7年度の運輸安全マネジメントにおいては、その推進の一環として、当職から貴社に対し、以下の認証制度の取得を進言させて頂きたいと思います。

・貸切バス事業者安全性評価認定制度（4つ星）取得：これまで地域1番の安全管理・運行管理体制を構築されている貴社であれば、次回（令和8年度）の貸切バス事業者安全性評価認定制度の更新申請において（4つ星）取得も可能だと思います。そのためには今年度の安全に関する取り組みが重要ですが、衝突被害軽減装置（シールドプラス）の導入が予定されておる点や、ドライバーへの健康管理体制をより充実させる事で得点のかさ上げが見込めますし、（4つ星）取得による他社との差別化が図られれば、旅行会社・教育機関・一般ユーザーに対して、貴社の信頼性明確に示すことが出来るので、営業面でのメリットも期待出来ると考えます。

・働きやすい職場認証制度（1つ星）取得：人手不足が叫ばれて久しいバス業界にあって、安全輸送のみならず、労働環境の改善・就労条件の明示化は大変重要であり、人材確保と定着率の向上にはなくてはならない要素である事は言うまでもありません。働きやすい職場認証制度（1つ星）取得によりこれが公的にも評価されるだけでなく、貴社のバス業界における魅力ある職場としてのブランディング確立に繋がるはずです。

上記取得を目指す事で、結果として実質的な企業力向上が図られ、運輸安全マネジメントにおける地域の先進事業所としての認知度も飛躍的に向上すると思われます。これまで培われた安全運行に対する高い意識をさらに発展させつつ、企業としての信頼性向上と持続的な発展に繋げていかれることを強く期待申し上げますと共に、令和7年度においても、全社員が一丸となり「安全最優先」の理念を共有し、引き続き安全目標達成を目指した日々の取り組みが実を結ぶことを祈念し結びと致します。